

# 議事概要：和歌山労働局

協議会名称	第3回和歌山県在籍型出向等支援協議会
開催日時	令和5年3月9日（木）9時30分～10時30分
会議形式	オンライン形式
会議開催場所	
会議出席者	別添出席者名簿のとおり

冒頭	開会挨拶
発言者等	
和歌山労働局 職業安定部長	<p>日頃から、労働行政の円滑な運営等について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しいところ、和歌山県在籍型出向等支援協議会に御参集いただき感謝申し上げます。今回はオンラインでの開催ということで、不慣れな点がありましたらご容赦いただきたい。</p> <p>県内の雇用情勢を見ると、令和3年1月以降、有効求人倍率が1倍以上を継続し、最新の令和5年1月の有効求人倍率は1.16倍となった。</p> <p>新型コロナウイルス第8波による新規感染者は減少傾向にあり、今後は感染症法上の位置づけが5類へ変更になるなど状況には一定の落ち着きが見られる。他方、原材料価格の動向や供給制約が雇用に与える影響については、とりわけ電気代の高騰が多くの企業において経営上の不安材料になっているという話もあり、これからも注意が必要である。</p> <p>コロナ禍においては雇用調整助成金の効果もあり、失業率の急上昇という事態は避けられた。一方で、こうした対応が長期化したことで、労働力需給の潜在的なミスマッチが拡大しているという指摘もなされているところである。</p> <p>在籍型出向は、労働者の雇用を支えながら、人材の有効な活用を通じて生産性の維持・向上を図っていく取組である。コロナ禍からの経済活動の再開により、現在では多くの産業で人手不足感が再び高まっている状況にあるが、未だ、業況が厳しい企業もある。人材有効活用の観点から、こうした企業の需給の間を、在籍型出向の活用促進で対応していくことは、引き続き有効である。</p> <p>本日は、第3回目の協議会ということで、関連施策の取組状況等についてご紹介させていただく。限られた時間ではあるが、活発な意見交換ができればと考えている。</p>
決定事項等	特になし

議題 1	現下の雇用失業情勢について
発言者等	議題1にかかる発言概要・決定事項等

<p>和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長</p>	<p>資料 1</p> <p>配付資料 1 は、令和 5 年 1 月 31 日労働局発表の令和 4 年 12 月分であるが、最新の令和 5 年 3 月 3 日労働局発表の令和 5 年 1 月分の概要を本日口頭にて説明する。</p> <p>内容は、12 月分と大きく変動はなく、1 月分の雇用情勢判断は、12 月分の雇用情勢判断と同様で「求人が求職を上回る状況が続いており、緩やかに持ち直しの動きが見られる。引き続き、新型コロナウイルス感染症及び原材料価格の動向や供給制約が雇用に与える影響に注意する必要がある。」としている。</p> <p>和歌山県の有効求人倍率（季節調整値）は、1.16 倍で、前月に比べて 0.02 ポイント上昇。</p> <p>新規求人倍率（季節調整値）は、2.07 倍で、前月に比べて 0.17 ポイント上昇。</p> <p>近畿の有効求人倍率（季節調整値）は、1.22 倍で、前月に比べて 0.01 ポイント低下。</p> <p>全国の有効求人倍率（季節調整値）は、1.35 倍で、前月に比べて 0.01 ポイント低下。</p> <p>和歌山県の求人の動きは、有効求人数（季節調整値）は、7 か月連続の減少となった。</p> <p>和歌山県の求職の動きは、有効求職者数（季節調整値）は、8 か月連続の減少となった。</p> <p>和歌山県の正社員有効求人倍率（原数値）は、0.89 倍となった。</p>
<p>決定事項等</p>	<p>特になし</p>

<p>議 題 2</p>	<p>取組状況等について</p>
<p>発言者等</p>	<p>議題 2 にかかる発言概要・決定事項等</p>
<p>和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐</p>	<p>資料 2</p> <p>在籍型出向の活用による雇用維持への支援については、在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援してきた。</p> <p>具体的には、右の図にあるように、都道府県単位で協議会を設置、出向情報や好事例等のノウハウを共有、在籍型出向による雇用維持の取組みに対する周知を通じ、送出企業や受入企業の開拓を行ってきた。</p> <p>第 2 回の協議会では、各構成機関の主な役割を明確にし、各構成機関の連携により在籍型出向制度のさらなる活用促進を目指してきたところである。</p> <p>職業安定部長の挨拶にもあったが、コロナ禍からの経済活動の再開により、人手不足感が再び高まっている状況が見られるが、未だ、業況が厳しい企業も見られる。人材の有効活用の観点から、引き続き、在籍型出向の活用促進で対応していくことは、今後も有効であると考えている。</p> <p>全国では在籍型出向を実際に活用いただいた企業や労働者の方から、「自社</p>

にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することができた」などの声が多く出されているところ、在籍型出向が単なる雇用維持の手段のみならず、人材育成としても効果を上げているようである。

昨年、閣議決定された総合経済対策においても、産業雇用安定助成金に「スキルアップ支援コース」という新たなコースの創設が盛り込まれ、これまでのコロナ禍での在籍型出向とは違った、平時の政策目的として人材の育成・活性化を推進している。

これまでの取組について、和歌山地域において、関係機関が連携して出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として「和歌山県在籍型出向等支援協議会」を設置・開催した。

第1回 令和3年6月18日

第2回 令和4年1月24日（オンライン）

第3回 令和5年3月9日（オンライン）

和歌山労働局ホームページに「在籍型出向支援について」のコーナーを設定。在籍型出向に関する支援制度等、当協議会の情報を掲載している。

在籍型出向の周知及び利用促進のため、雇用調整助成金の申請を行った事業主に対して、支給決定通知書を送付する際、産業雇用安定センター和歌山事務所で作成の「5つの取り組みで働くと雇用をサポート」という周知用リーフレットを同封し、令和3年7月下旬より、延べ約15,000通、送付した。

令和3年12月中旬から令和4年6月下旬までの約半年間、延べ約6,000通、在籍型出向の受け入れを希望している企業の一覧表も同封し、送付した。

しかしながら、これらの取組による在籍型出向に関する相談は無かった。

在籍型出向の普及促進等を目的として、全国で産業雇用安定助成金計画届提出事業所、出向を経験された労働者を対象としたヒアリング調査を実施し、それらを取りまとめたものの中から、一部抜粋し簡易版を作成、県内ハローワークの雇用調整助成金受付窓口や事業所訪問時に配布した。

在籍型出向の周知及び利用促進のため、産業雇用安定センター和歌山事務所と共催で「在籍型出向利用促進説明会」を、昨年10月14日に田辺市、和歌山県情報交流センターBig・Uで、10月20日に和歌山市、勤労福祉会館プラザホープで開催した。

田辺会場7社7名・和歌山会場16社19名

全国での産業雇用安定助成金の活用状況について、全国では出向労働者17,565人、出向元事業所1,738所、出向先事業所2,703所となっている。

資料にはないが、出向労働者数を月別に見ると、制度創設の令和3年2月以降の令和3年3月から令和3年7月までは1,000人単位で推移し、その後500人前後で推移、令和4年度に入り300人前後で推移しており、減少している状況にある。

企業規模別に見ると、出向元企業、出向先企業ともに中小企業の利用が多くなっており、出向元の中小企業割合は65.2%、出向先における中小企業割合は61.0%と双方ともおおむね6割となっている。

業種別では、出向元事業所では、「H運輸業・郵便業」で4割を占めており、次いで「E製造業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス、娯楽業」と続く。

出向先事業所では、「Rサービス業」がもっとも多く、「E製造業」、「H運輸業・郵便業」、「I卸売業、小売業」、併せて65%を占めている。

和歌山労働局管内での産業雇用安定助成金の活用状況については、出向労働

	<p>者69人、出向元事業所8社、出向先事業所18社となっている。</p> <p>企業規模別では、大企業から大企業が最多の30人（43.5%）、大企業から中小企業が20人（29.0%）、中小企業から中小企業が19人（27.5%）となっている。</p> <p>業種別の送出事業所では「H運輸業・郵便業」で8割強を占めている。</p> <p>出向先事業所では、「E製造業」で23人、次いで「Q複合サービス業」で22人となっている。</p> <p>和歌山労働局管内の雇用調整助成金について、今回の新型コロナウイルス感染症による経済ショックにおいて、感染が拡大している地域、もしくは特に業況が厳しい企業に、1人1日当たりの上限を最大15,000円とし、さらに解雇等を行っていない場合には休業手当の助成率を最大10分の10とするなどの特例措置を講じ、雇用維持を支援してきた。</p> <p>現在、雇用情勢が回復する中で、雇用を維持、支援する策から労働移動の円滑化を実現するため、雇用調整助成金の特例措置について段階的に縮減している。</p> <p>和歌山労働局管内の支給実績については、令和2年4月から令和5年1月までのトータルの支給決定件数は35,073件、支給決定金額は約262億円である。</p> <p>令和2年8月をピークに徐々に減少していき、直近、令和5年1月の実績は187件、5億9,000万円となっている。</p> <p>取組状況等についての報告は以上である。</p>
<p>（公財） 産業雇用安定センター 一和歌山事務所 統括参与</p>	<p>資料3</p> <p>産業雇用安定センターにおける「出向・移籍の実績の推移」について、2013年度から「移籍」に関してはほぼ横ばいであるが、2019～2021年度は若干増加している。対して「出向」については、2019年度が最小で、2020、2021年度は3倍あるいはそれ以上と増加し、コロナ禍における支援の数字がこれだけ伸びてきている。2022年度についてはコロナ前の水準に戻ってきており、出向の支援が次のステージに入ってきているのではないかと感じている。</p> <p>マッチング支援の概要について、産業雇用安定センターでは日頃から事業所を訪問し、</p> <p>送出企業：在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて雇用維持を図りたい企業</p> <p>受入企業：在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業</p> <p>の情報を収集し、マッチングを図り、出向に係る諸条件についての話し合いの場を設定。次のステップでは「社内手続」等について案内。労働者の不安を解消するため職場見学の企画も行っている。最後のステップでは出向期間、職務内容、賃金の負担、勤務時間等決定し、契約締結の支援を行う。その後も出向元企業や産業雇用安定センターによる継続的なフォローアップを行っている。</p> <p>全国の在籍型出向の成立の推移は、2019年度は100人前後、2020年の夏前からコロナ禍による出向の支援が伸びてきていたが、2021年6月をピークに減少してきている。</p> <p>在籍型出向に係る受入情報、送出情報、成立数の月別推移については、送出</p>

	<p>情報と成立数はほぼ一致し、成立数ではコロナ前の水準に戻りつつある。</p> <p>在籍型出向に係る業種間の成立状況については、産業雇用安定助成金の計画届受理状況と傾向は同じであるが、送出業種の「運輸・郵便業」と「製造業」は逆転している。</p> <p>雇用維持の具体例について、事例1はグループ企業内では賃金水準が合わなかった方について、産業雇用安定センターで12か月の出向を紹介した事例。事例5は、若手従業員に出向により技術を習得させたいとの意向により、取引金融機関と産業雇用安定センターが訪問し、助成金等の説明を行い、出向を決めた例であり、ステップアップ支援コースの活用につながるものと思われる。</p> <p>人材育成型出向等支援の概要について、産業雇用安定センターでは人材育成型の出向とキャリア・ステップアップ型の出向にこれから力を入れていき、雇用の維持を図る企業の支援を継続していきたい。</p>
<p>決定事項等</p>	<p>特になし</p>

<p>議 題 3</p>	<p>産業雇用安定助成金の改正等について</p>
<p>発 言 者 等</p>	<p>議題3にかかる発言概要・決定事項等</p>
<p>和歌山労働局職業安定部職業対策課 主査</p>	<p>資料2</p> <p>産業雇用安定助成金は、令和3年2月から開始の雇用維持支援コースと昨年12月から始まったばかりのスキルアップ支援コースの2コースが用意されている。</p> <p>雇用維持支援コース、スキルアップ支援コースとも在籍型出向により出向した労働者の賃金の一部を助成するものであるが、目的や前提条件、助成内容に違いがあるので、その点を中心に説明させていただく。</p> <p>雇用維持支援コースについては、制度概要等すでにご理解いただいていると思うので、昨年10月に改正された内容を説明させていただく。</p> <p>産業雇用安定助成金の支給や助成の対象の拡大について、拡大の内容は3点。</p> <p>①支給期間の延長 従来、最長1年間のみの支給対象であったが、改正により最長2年まで延長できることになった。</p> <p>ただし、延長される期間は、最長でも令和6年3月31日までとなっている。延長を希望する場合は、延長届の提出が必要となり、その際に、出向元の生産指標と出向先の雇用指標がともに要件を満たしていることが条件となる。</p> <p>現在利用されている事業主にとっては大きな影響がある拡大内容と言える。</p> <p>②支給対象労働者数の上限撤廃 これまで、出向元・出向先ともに1年度あたり500人までしか支給対象とならなかったが、出向元についてはその上限が撤廃されることになった。</p> <p>和歌山では、企業規模から見て大きな影響はないかと思うが、こういった部分についても拡大されている。</p> <p>③出向復帰後の訓練に対する助成の新設</p>

出向から復帰した労働者に対して、出向元事業主が出向で得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（Off-JTに限る）を行った際に、訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部を助成するもの。

経費については、要した実費が助成されるが、1人あたり30万円が上限となる。

賃金については、訓練時間1人1時間あたり900円。上限時間は600時間。1人あたり54万円が上限金額となる。

スキルアップ支援コースについては、労働者のスキルアップを目的として、在籍型出向を行い、条件を満たした場合に、出向元事業主に対して助成するもの。

絶対条件として、出向からの復帰後6か月間の各月の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させることが必要である。

助成の内容としては、出向中の出向労働者の賃金のうち出向元負担分に対して中小企業で2/3、大企業で1/2を助成し、1人1日あたりの上限額が8,355円となる。

こちらのコースには、出向先に対しての助成はない。

受給までの流れについて、出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間や賃金の負担割合、出向中の労働条件などを定めた出向契約を締結する。同時に、出向元事業主と労働組合などの労働者代表との間で出向協定を結ぶ。

出向する労働者が決まれば、出向に対する同意を得、労働局に対し、計画届を提出していただく。

計画届の提出後、実際に出向を開始していただく。

出向期間は1か月以上2年以内であることも要件となっており、そのうち最長で1年間が助成対象となる。

出向を開始・終了し、復帰した後6か月間の賃金上昇を確認してから、支給申請を提出していただくことになる。

両コースの違いを簡単にまとめたものが資料6の「産業雇用安定助成金～雇用維持支援コースとスキルアップ支援コースの主な相違点～」である。

この表で比較してもわかるように、出向先に対しても助成がある点、初期経費が対象になる点、助成率、1人1日あたりの上限額など、雇用維持支援コースの方が事業主にとって有利な制度となっている。

ただし、それぞれ制度の目的が異なるため、目的に応じて、両コースを使い分けていただくことになる。

資料7の「令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について」

コロナ特例の雇調金は昨年11月をもって終了し、12月からは経過措置が取られている。

経過措置期間中は、中小企業で助成率が2/3、大企業で1/2、上限額が1人1日あたり8,355円になっており、助成率が引き下げられている。

特に業況が厳しい事業主には、直近3ヶ月の生産指標が前年同期、前々年同期、3年前の同期と比較して30%以上減少している場合、助成率が引き下げられると同時に、上限額も9,000円に引き下げられている。

さらに、1年以上コロナ特例を利用されている事業主については、生産指標減少の再確認ということで、前年同期・前々年同期・3年前同期と比べて10%以上減少していることを確認している。

資料8の「雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置については、

	<p>令和5年3月31日をもって終了することとなっています。」</p> <p>4月以降の雇用調整助成金の取り扱いを示したものとなるが、厚生労働省令の改正が必要となる</p> <p>令和4年12月以降の経過措置が3月末をもって終了し、4月からは1～3の要件を満たすことで、通常制度の雇用調整助成金が利用可能となる。</p> <p>1点目、生産指標の確認は、直近3ヶ月と前年同期との比較により10%以上減少している必要がある。</p> <p>コロナ特例下では、3年前同期と比較することも可能であったが、通常制度では前年同期のみ比較する。</p> <p>2点目、雇用量要件を満たす必要があり、前年と比べ、一定以上雇用者数が増加している場合は利用することができない。</p> <p>具体的には、直近3か月の雇用保険被保険者数と派遣労働者数の平均値が前年同期と比較し、大企業で5%超かつ6人以上、中小企業で10%超4人以上増加していないことが必要となる。</p> <p>また、最後の休業実施日から1年経過している必要がある。</p> <p>コロナ特例下では、クーリング期間は無視されていたが、通常制度ではクーリング期間が復活することにより、最後の休業から1年以上経過している事業主のみが利用できる。</p> <p>計画届の提出は令和5年6月頃までの休業については不要となっている。</p> <p>残業相殺についても同様に6月頃までは行わない方針である。</p> <p>また、従前制度では短時間休業を実施する際は、全員一斉の休業のみが対象であったところ、4月以降はコロナ特例同様一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象となる。</p> <p>現在雇用調整助成金について発表されているのは、以上となる。</p> <p>詳細については、今後確定し次第、厚生労働省のホームページに掲載されるので、ご確認いただきたい。</p>
<p>決定事項等</p>	<p>特になし</p>

<p>議題 4</p>	<p>今後の取組</p>
<p>発言者等</p>	<p>議題4にかかる発言概要・決定事項等</p>
<p>和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐</p>	<p>今後の取組について、在籍型出向に関して雇用維持から人材育成としての活用へとフェーズが変わりつつあるが、前回示した、和歌山県在籍型出向等支援協議会の構成機関ごとの役割を継続し、各構成機関の連携により在籍型出向制度のさらなる活用促進を目指していきたい。</p> <p>おおまかには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で連携して出向マッチングを支援</li> <li>・出向情報やノウハウの共有</li> <li>・送出企業や受入企業開拓</li> </ul> <p>といった点になる。</p> <p>具体的には、</p> <p>和歌山労働局は、協議会事務局として構成機関間の全体調整、制度推進に</p>

	<p>係る周知、広報。産業雇用安定助成金の支給事務。</p> <p>和歌山県は、同じく制度推進に係る周知、広報。</p> <p>産業雇用安定センターは、引き続き出向企業のマッチング、相談。</p> <p>社会保険労務士会は、産業雇用安定助成金の申請援助、出向企業の労務管理に関する援助を。</p> <p>経済団体、金融機関は、傘下企業、取引企業への制度周知を。特に送出企業の、余剰人員を抱えている企業の、情報収集を。</p> <p>労働組合は、出向者の相談体制の構築に向けた取組を。</p> <p>関係各省庁においては、所掌する各業界に対する制度周知を。</p> <p>お願いする。</p>
決定事項等	特になし

議題 5	意見交換
発言者等	議題5にかかる発言概要・決定事項等
和歌山県商工会議所 連合会 常任幹事	<p>在籍型出向制度について、事業所に対する認知度が十分でないと思われるとともに、職員が積極的に勧められるだけの知識を付与したいと考え、先日、産業雇用安定センター所長に訪問いただき、職員に対して、在籍型出向に関するシステムについての研修を受けた。送出企業、受入企業にとって、うまくマッチングすれば非常によい制度だと思われたため、これまで以上に助成制度も説明しながらPRしていきたい。</p> <p>そこで一点伺いたい。リーフレットによる周知の取組を行っている中で、現在のところ相談実績が無いとの報告があったが、原因はどのようなところにあるのか。我々が勧めていく中でネガティブな課題を知っておきたい。</p>
和歌山労働局 職業安定部訓練室 室長補佐	<p>送出企業の情報がなく、受入企業の開拓まで至っていないのが現状である。</p> <p>雇用調整助成金の助成率の方が産業雇用安定助成金の助成率より上回っていた等の影響があるのではないかと考えている。</p> <p>雇用調整助成金の助成率等が縮小されてはいるが、コロナ禍からの経済活動の再開もあり利用されていない。</p>
一般社団法人 和歌山経済同友会 事務局長	<p>和歌山県下の雇用調整助成金の利用実績について約 262 億円との報告をいただいた。企業にとっては非常に助かったと思われる。そこで、支給決定件数は約 35,000 件であるが、利用している事業所の実数は。</p>
(後日案内) 和歌山労働局 事務局	<p>雇用調整助成金の支給事業所数について 3,167 事業所 (令和 5 年 3 月 8 日現在)</p>

一般社団法人 和歌山経済同友会 事務局長	産業雇用安定センターの資料の最後にある「マンガでわかる！在籍型出向」の冊子を、労働局含め関係部局でさらに広く配布し、理解が進むようお願いする。
(公財) 産業雇用安定センター 和歌山事務所 所長	部数の関係もあるが、産業雇用安定センターHPからも見ることができ、動画も作成している。我々もそれらの周知に力を入れていきたいと考えているのでご協力いただきたい。
和歌山労働局 職業安定部長	労働局でも周知、広報に力を入れていく。
決 定 事 項 等	特になし